

過疎対策事業債

過疎市町村が市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた、起債充当率100%、普通交付税措置70%の地方債です。

○ ハード事業

起債対象事業・・・交通通信施設や教育文化施設等の施設整備費  
起債協議可能額・・・9月以降に通知予定

○ ソフト事業

起債対象事業・・・過疎地域の持続的発展に資する旨の整理がなされたソフト事業（基金の積立てを含む）  
起債協議可能額・・・35,000千円

国庫補助金の補助率高上げ等

過疎指定に伴い国・県からの補助率が変更となる事業があります。当市では農林課で実施する事業の一部が補助率変更となっています。

例) ◇ 中山間地域直接支払事業

補助率・・・2/3 → 3/4

一般財源負担分・・・6,090千円 → 4,566千円  
(R3予算ベース)

条例に基づく課税免除や不均一課税

過疎地域において、条例に基づく課税免除や不均一課税を行った場合、地方税の減収分の75%が普通交付税として補填されます。

○ 当市の状況

産業を行うにあたり、水原、安田、京ヶ瀬、笹神の各地域において大きな差がないこと等から、当市では直ちに笹神地域に対する税の特例措置は設けず、今後、市内や県内他市町村の状況を見て必要性を精査します。

税制特例措置(特別償却)

個人または法人が過疎地域内で生産等設備を新增設した場合、通常の償却額に加えて、一定割合を割増償却として計上し、所得税または法人税(国税)の損金に含めることができるものです。

対象業種・・・製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等  
(適用に当たっては過疎計画の「産業振興促進事項」に記載が必要です。計画案ではすべての業種を記載しています。)

取得価格要件・・・資本金規模や業種に応じて500万円以上～2,000万円以上

対象設備投資・・・生産等設備の取得又は製作若しくは建設

持続的発展支援交付金

交付金	補助対象	補助額
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	地域運営組織が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する事業	上限15,000千円 (加算あり)
過疎地域持続的発展支援事業	地域課題の解決を図り、持続的発展に資する取組で、ICT技術の活用や地域を担う人材育成を含む事業	上限20,000千円
過疎地域集落再編整備事業	空き家活用や集落移転等過疎地域の集落再編を図るために行う事業	1/2
過疎地域遊休施設再整備事業	遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題の解決を図るための施設整備事業	1/3

【例1】太田集落ネットワーク圏(和歌山県)

地域特産物の米のブランド化を進め、農業の活性化を図り、また、遊休施設(旧中学校)を交流拠点として再生させ、地域内外との交流や世代間交流を行うことで地域の活性化を図る事業です。

活用交付金・・・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業  
事業内容・・・地域特産物ブランド化による生産・販売対策事業、地域資源を生かした誘客推進事業、交流拠点の整備事業、地域外への魅力発信事業

総事業費・・・20,000千円

※過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業は実施主体が地域住民や地元事業体を中心とした地域運営組織である必要があります

【例2】高齢者の生活を守る買い物支援バス実証運行事業(青森県)

高齢者の外出支援、商品の宅配、安否確認等を一体で行う買い物支援バスの実証運行を実施するものです。

活用交付金・・・過疎地域持続的発展支援事業  
事業内容・・・高齢者支援会議の実施、住民実態・意向調査、運行システムの構築、実証運行、車両の購入

総事業費・・・10,100千円